

武市監告示第10号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和7年5月21日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項、武雄市監査基準第12条及び第13条の規定により、その結果に関する報告を提出します。

文書指摘について、地方自治法第199条第14項及び武雄市監査基準第16条の規定により、当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

記

1 監査の種類

財務監査

2 監査の対象及び対象期間

生涯学習課 対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 監査等の着眼点及び実施内容

監査は、前記の対象事務が、法令等に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を監査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

4 監査等の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局

日 程 令和7年5月13日（火）

5 監査等の結果

（1）勧告、指摘事項（文書勧告、文書指摘、改善及び要望事項等）

文書指摘

- ① 令和6年度武雄市地域コミュニティ活性化事業費補助金について、1件過払いが確認された。当該補助金は、地域づくりのための活動事業等に対し交付されるものであり、要綱で限度額を10万円と定めている。しかしながら、1団体に対し限度額

を超過して交付している。

- ② 令和6年度武雄市地域主体のまちづくり事業補助金について、2件補助対象経費外の交付が確認された。当該補助金は、公民館を核としたまちの活性化事業等に対し交付されるものであり、その交付要綱には、人件費、食糧費については補助対象外とされている。しかしながら、1団体2件について、事業費の中に交付対象外である食糧費が含まれていたものである。

担当部署においては本件発生の原因分析を行い、補助金要綱を再度確認し、申請時及び交付額の確定の決裁時においては上席職員による確認を重ね、再発防止に努められたい。

(2) 指導事項（口頭による指導・改善・要望事項等）

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。